

寒川町立学校体育施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月21日

寒川町教育委員会委員長 寺本 偕子

寒川町教育委員会規則第3号

寒川町立学校体育施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町立学校体育施設使用条例施行規則(昭和54年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒川町立学校施設使用条例施行規則

第1条中「寒川町立学校体育施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第6条」を「寒川町立学校施設使用条例(昭和54年寒川町条例第4号。以下「条例」という。)第8条」に改める。

第7条中「教育長」を「委員会」に改め、同条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分、第2号、第3号、第4号及び第5号中「学校体育施設」を「学校施設」に改め、同条第6号中「校長」を「委員会」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項を次のように改める。

条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用料還付申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

第5条第2項中「教育長」を「町長」に、「寒川町立学校体育施設使用料還付決定通知書(第5号様式)」を「寒川町立学校施設使用料還付決定通知書(第5号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項を次のように改める。

条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第3条第1項の申請書と併せて、寒川町立学校施設使用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

第4条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 自治会が自治会活動で使用するとき 免除

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 寒川町体育協会及び寒川町体育協会を構成する種目別団体が主催する大会等に使用するとき 免除

第4条を第5条とする。

第3条中「教育長又は校長は」を「委員会は」に、「学校体育施設」を「学校施設」に改め、同条第4号中「校長」を「委員会」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項を次のように改める。

条例第5条第1項の規定により学校施設の使用許可を受けようとするものは、寒川町立学校施設使用許可申請書(第1号様式)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

第2条第2項中「教育長又は校長は」を「委員会は」に、「寒川町立学校体育施設使用許可書(第2号様式)」を「寒川町立学校施設使用許可書(第2号様式)」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(使用できる日及び時間)

第2条 条例第3条に規定する学校施設を使用できる日及び時間は、別表に定めるとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

学校施設の名称		使用できる日	使用できる時間区分
体育館	小学校	寒川町立小学校及び中学校の	午前9時～午後零時
		管理運営に関する規則(平成	午後零時～午後1時
		13年教育委員会規則第2号)に	午後1時～午後5時
		規定する休業日(以下「休業	午後5時～午後7時

		日」という。)		午後7時～午後9時
		休業日以外の日		午後5時～午後7時
				午後7時～午後9時
	中学校	1月4日～12月28日		午後7時～午後9時
屋外運動場	小学校	休業日	3月から10	午前9時～午後零時
			月に使用する	午後零時～午後1時
			るとき	午後1時～午後5時
		上記以外の	午前9時～午後零時	
		月に使用する	午後零時～午後1時	
	るとき	午後1時～午後4時		
		5月から8月の休業日以外の日		午後5時～午後7時
	寒川中学校	月曜日以外の日		午後6時30分～午後9時
	旭が丘中学校	月曜日以外の日		午後7時～午後9時30分
南小学校ふれあいホール		休業日		午前9時～午後零時
				午後零時～午後1時
				午後1時～午後5時
				午後5時～午後7時
				午後7時～午後9時
		休業日以外の日		午後5時～午後7時
				午後7時～午後9時

備考 小学校の体育館及び屋外運動場における休業日以外の日午後5時から午後7時まで
 使用できる団体は、小学生で組織されている団体とする。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

年 月 日

寒川町立学校施設使用許可申請書

（あて先）寒川町教育委員会

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

連絡者名 _____

連絡者住所 _____

連絡者連絡先 _____

申込者 _____

申込者住所 _____

申込者連絡先 _____

次のとおり申請します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	
※上記以外は内訳参照		
	付帯設備等	数量
※上記以外は内訳参照		

営利目的 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考			

年 月 日

寒川町立学校施設使用許可書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計（1）	円
	付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2）	円
使用料合計	通常使用料合計（1+2）		円
	減免額		円
	使用料合計		円

営利目的 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考			

利用責任者名 _____

利用責任者住所 _____

利用責任者連絡先 _____

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

連絡者名 _____

連絡者住所 _____

連絡者連絡先 _____

申込者 _____

申込者住所 _____

申込者連絡先 _____

次のとおり申請します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	
※上記以外は内訳参照		
付帯設備等	数量	
※上記以外は内訳参照		

営利目的	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料徴収	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入場料の最高額	円
備考					

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用料還付申請書

(あて先) 寒川町長

カード番号

団体名

代表者名

印

代表者住所

代表者連絡先

連絡者名

連絡者住所

連絡者連絡先

次のとおり申請します。

還付申請の額		納入日	
申請の理由			
備考			

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

寒川町立学校施設使用料還付決定通知書

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

寒川町長 印

年 月 日付で申請のあつた使用料の還付について次のとおり決定しましたので通知します。

年度	科目	
納入年月日		
還付金額		

備考

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(寒川町立南小学校ふれあいホール開放に関する規則の廃止)

2 寒川町立南小学校ふれあいホール開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第3号）は廃止する。

(準備行為)

3 この規則による改正後の寒川町立学校施設使用条例施行規則（以下「新規則」という。）の施行に伴い、新たに使用の申請の対象となる学校施設の使用手続は、この規則の施行の日前においても新規則の規定の例により行うことができる。